

厚科審第10号
令和3年3月2日

厚生労働大臣

田村憲久 殿

厚生科学審議会長

福井次矢



生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の2
第1項の規定に基づく食肉販売業、食鳥肉販売業及び冰雪販売業の
振興指針の改正について（答申）

令和2年9月15日付厚生労働省発生食0915第6号をもって諮詢のあった、
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の2第1項の
規定に基づく食肉販売業、食鳥肉販売業及び冰雪販売業の振興指針を定めるこ
とについては、別紙のとおりの結論を得たので、答申する。